

表 1

2025 年度 「Will」 補償対象となる感染症名一覧

1. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(表中【法】と記載)「同施行令」
 (表中【政令】と記載)「同施行規則」(表中【省令】と記載)に定める 1 類～5 類の感染症
 「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」

分類	感染症名
1 類感染症	【法】エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 瘡そう, 南米出血熱, ペスト, マルブルグ病, ラッサ熱
2 類感染症	【法】急性灰白髄炎, 結核, ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る）, 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 M E R S コロナウイルスであるものに限る）, 鳥インフルエンザ（H 5 N 1, H 7 N 9）
3 類感染症	【法】コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌感染症, 腸チフス, パラチフス
4 類感染症	【法】E 型肝炎, A 型肝炎, 黃熱, Q 熱, 狂犬病, 炭疽, 鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H 5 N 1 及び H 7 N 9）を除く）, ポツリヌス症, マラリア, 野兎病 【政令】ウエストナイル熱, エキノコックス症, エムポックス, オウム病, オムスク出血熱, 回帰熱, キャサヌル森林病, コクシジオイデス症, ジカウイルス感染症, 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 S F T S ウィルスであるものに限る）, 腎症候性出血熱, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, チクングニア熱, つつが虫病, デング熱, 東部ウマ脳炎, ニパウイルス感染症, 日本紅斑熱, 日本脳炎, ハンタウイルス肺症候群, B ウィルス病, 鼻疽, ブルセラ症, ベネズエラウマ脳炎, ヘンドラウイルス感染症, 発しんチフス, ライム病, リッサウイルス感染症, リフトバレー熱, 類鼻疽, レジオネラ症, レプトスピラ症, ロッキー山紅斑熱
5 類感染症	【法】インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）, ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く）, クリプトスボリジウム症, 後天性免疫不全症候群, 性器クラミジア感染症, 梅毒, 麻しん, メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 【省令】アーマバ赤痢, R S ウィルス感染症, 咽頭結膜熱, A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎, カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症, 急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）, 感染性胃腸炎, 急性出血性結膜炎, 急性脳炎（ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）, クラミジア肺炎（オウム病を除く）, クロイツフェルト・ヤコブ病, 劇症型溶血性レンサ球菌感染症, 細菌性髄膜炎（髄膜炎菌, 肺炎球菌, インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く）, ジアルジア症, 侵襲性インフルエンザ菌感染症, 侵襲性髄膜炎菌感染症, 侵襲性肺炎球菌感染症, 水痘, 性器ヘルペスウイルス感染症, 尖圭コンジローマ, 先天性風しん症候群, 手足口病, 伝染性紅斑, 突発性発しん, 播種性クリプトコックス症, 破傷風, バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症, バンコマイシン耐性腸球菌感染症, 百日咳, 風しん, ペニシリン耐性肺炎球菌感染症, ヘルパンギーナ, マイコプラズマ肺炎, 無菌性髄膜炎, 薬剤耐性アシネットバクター感染症, 薬剤耐性綠膿菌感染症, 流行性角結膜炎, 流行性耳下腺炎, 淋菌感染症, 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）
新型インフルエンザ等感染症	該当なし
指定感染症	該当なし
新感染症	該当なし

2. 一般社団法人日本看護学校協議会共済会が指定する感染症

疥癬
